

第 152 号 令和 4 年 7 月 発行

— 目 次 —

記 事	頁
〈特集〉	
「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について	2
令和3年度建設業取引適正化センターの活動状況	9
〈機構主催の講習会〉	
機構主催の講習会	21
〈建設業行政等〉 【行政情報】	
労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について	33
原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について	43
建設業許可業者数調査の結果について(概要)	49
公共工事標準請負契約約款の実施について	53
「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(入契法適正化指針)の一部変更について	56
建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について	63
「技術者制度の見直し方針」のとりまとめについて	71
「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」結果の公表について	83
中央建設工事紛争審査会紛争処理状況(令和3年(2021年)度第4四半期)	89
〈建設業行政等〉 【監督処分情報】	
監督処分情報(令和3年度まとめ)	91
監督処分情報(令和4年4月～6月)	92
〈独占禁止法関係〉	
令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況について	94
荷主と物流業者との取引に関する調査結果について	141
〈建設業の裁判事例紹介〉	
No.81 請負契約の仲裁条項について、合意の当事者でない者にも仲裁合意の効力が及ぶとされた事例	147
〈機構情報〉	
講師派遣のご案内	152
講習活用事例のご紹介	155
販売図書のご案内	158
建設業取引適正化センターのご案内	160
建設業法令遵守ポスターについて	162

特 集

記 事	ページ
「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について	2
令和3年度建設業取引適正化センターの活動状況	9

特 集 1

「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について

国土交通省では、平成19年度より、建設工事の施工体制、元請下請間の取引等の適正化を図るため、各地方整備局等に局長をトップとする「建設業法令遵守推進本部」を設置しています。「建設業法令遵守推進本部」は、建設業法の遵守、請負契約の適正な締結・履行等につき、関係行政機関と連携しつつ、一般国民を含む幅広い情報を集約し、機動的に立入検査を実施し、指導、監督処分等を行っています。

令和3年度の活動結果及び令和4年度活動方針が、本年6月6日に公表されました。以下はその公表内容です。

令和4年6月6日
不動産・建設経済局建設業課

令和3年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和4年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。
今般、令和3年度における推進本部の活動結果及び令和4年度における活動方針がまとまりました。

令和3年度の推進本部の活動状況及び令和4年度の活動方針は、以下のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報の受付件数

	令和3年度	令和2年度
法令違反疑義情報受付件数	1,335件	1,353件
【うち、大臣許可業者に対する法令違反疑義情報受付件数】	【407件】	【506件】

※ 参考:「駆け込みホットライン」の受付件数は、令和3年度は1,683件、令和2年度は1,602件

2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

	令和3年度	令和2年度
立入検査等の実施	778件	416件

3. 建設業の法令遵守に関する講習会の開催件数

	令和3年度	令和2年度
講習会の開催（都道府県との共同開催含む）	37回	30回

※ 講習会の開催のほか、以下の建設業法令遵守に関する説明動画を国土交通省のYouTubeチャンネルに掲載

- ・建設業法令遵守ガイドライン改訂に関する説明動画：視聴回数約28,100回
- ・建設企業のための適正取引ハンドブック（第2版）説明動画：視聴回数約15,200回

4. 監督処分・勧告の実施概要

	令和3年度	令和2年度	主な処分事由
許可取消	0業者	1業者	—
営業停止	9業者	5業者	主任技術者等の不設置等2件、労働安全衛生法違反2件、贈賄2件、公契約関係競売等妨害2件、会社法違反1件
指 示	6業者	11業者	労働安全衛生法違反4件、営業所専任技術者の不設置等2件
勧 告	78業者	82業者	下請代金の見積・決定について48件、下請契約の締結について7件、追加・変更契約について1件など

※ 「大臣許可業者」に対する監督処分・勧告の件数

※ 1件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない

5. 令和4年度における活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続していきます。詳細については、別添を参照ください。

令和4年6月

令和4年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設されて以来、元請負人（下請契約の注文者である建設業者）と下請負人（下請契約における請負人）との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきた。

特に、元請下請間の不適切な契約手続等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、建設工事の請負契約の当事者双方が法制度に対する理解を増進することが重要であり、その観点から、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知等を進めてきた。

また、受発注者間の契約の適正化は元請下請間の契約に大きな影響をもたらすことから、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知等についても進めてきたところである。

更なる法令遵守の徹底に向けて、地方整備局等の建設業法令遵守推進本部においては、本年度、以下に掲げる活動方針を踏まえ、適正な対応を図っていくこととし、人員、予算及び業務執行状況等も考慮しながら、必要な執行体制を確保するとともに、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を十分に踏まえた対策を講じ、取り組みに努めていくものとする。

1. 各種相談窓口における法令違反情報の収集等

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集の窓口でもあることから、その積極的な活用を促す観点から、例えば、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封するほか、講習会、建設関係団体等との意見交換会等様々な機会（以下「様々な機会」という。）を活用し各種相談窓口の周知に努める。

また、各種相談窓口における相談対応は、以下のことについて、必要な対応を図っていくものとする（「2. 立入検査及び報告徴取の実施」においても同様とする。）。

- ・「不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みを実施すること。
- ・通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施すること。

2. 立入検査及び報告徴取の実施

【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査及び報告徴取（以下「立入検査等」という。）を実施する。

【検査対象】

立入検査等は、各種相談窓口に通報が寄せられた建設企業、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に、実施するものとする。

【実施方針】

立入検査等は、上記目的が最大限に達成されるよう、機動的かつ効果的な方法により実施する。

【重点事項】

（1）技能労働者への適切な水準の賃金支払い

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な単価による契約締結が重要であることから、昨年度に引き続き、受発注者間・元請下請間のいずれにおいても、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、建設業法第20条の見積りに関する規定等を踏まえ、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、確認を行うとともに、その後も継続して改善状況について深掘りした情報収集や調査を行うものとする。

（2）低価格受注工事における下請取引状況の確認

上記（1）の取り組みを踏まえ、特に公共工事における低価格受注工事については、入札にあたっての価格設定及び積算単価の考え、下請契約における下請負人との協議状況や代金の支払い状況等について、深掘りした情報収集や調査を行うものとし、必要に応じて関係する公共工事発注部局に対しても確認を行うものとする。

（3）著しく短い工期の禁止

当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、著しく短い工期の疑義がある場合には、工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）が工期設定に当たってどのように考慮されたかを確認するとともに、過去の同種類工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果として時間外の労働時間状況の把握などを行い、工事ごとに個別に判断することになるため、深掘りした情報収集や調査を行う

ものとする。

また、今年度は受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握したうえで、発注者に対しても必要な注意喚起を行うものとする。

(4) 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた適正な価格設定及び適切な協議は大変重要であり、不適正な請負代金の設定による請負契約は建設業法に違反するおそれがあることから、請負契約における請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）の適切な設定・運用状況について確認を行うものとする。

また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても状況に応じて適切な対応等の要請や必要な注意喚起を行っていくこととする。

(5) 下請代金の支払手段

「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と建設業法において規定されていることから、下請負人への代金の支払いのうち労務費相当分の支払い状況等について確認を行うものとする。

また、手形に関し、更なる手形期間の短縮、割引料等のコスト負担を下請業者に負担させないこと等が盛り込まれた「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日付け中小企業庁・公正取引委員会）の通達を踏まえて建設業法令遵守ガイドラインを改訂したところであり、必要な周知を実施する。

【その他】

(1) 建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や建設業で働く技能者の福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、以下について確認等を行い、制度の普及に向けた必要な周知を実施する。

- ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。
- ② 退職金制度の設定有無を確認し、無い場合には対応を促す。（建設業退職金共済制度に加入している場合、掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。）

(2) 規制逃れを目的とした一人親方対策

元請業者（発注者から建設業法第24条の8（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）に該当する工事を直接請け負った建設業者）は、下請業者（元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人）に対し、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主）との再下請負通知書及び建設業法第19条第

1項に基づく請負契約書の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用するものとする。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を定めた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和3年5月12日改訂）の周知に努めるものとし、本ガイドラインに沿った対応を求めるものとする。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守推進本部の創設以降、主に元請業者となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたが、建設業の法令遵守に関する取り組みを元請下請を問わず、幅広く浸透させていくことが重要であることから、引き続き、下請負人の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、様々な機会を捉えて積極的に周知を図っていくこととする。

特に、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知については、建設業法令遵守ガイドライン（普及啓発のための動画を含む。）等を活用するとともに、適正な請負代金による請負契約の徹底を図るため、標準見積書の活用の周知を図っていくこととする。

4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

令和2年度以降、10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、建設業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行い、またその取り組み内容の広報を積極的に進めてきたところである。今年度も引き続き、「建設業取引適正化推進期間」として建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

なお、講習会等を実施するに当たっては、開催案内の周知方法を工夫するとともに、開催日時・場所等の設定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえつつ、過年度における参加状況等の開催実績を考慮の上決定する。また、都道府県及び建設関係団体等と連携し、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえ、より実効性があるものにする。

※令和元年度までは、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」として活動

5. 関係機関との連携

- (1) 不良・不適格業者に対しては、国土交通省や都道府県の建設業許可部局間において、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応するとともに、建設業許可部局以外の部署との連携推進を図るものとする。
- (2) 都道府県及び関係省庁の間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。
- (3) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。
- (4) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入に限る）については国際市場課との連携を密にしながら、当該制度等の適切な運営に向け必要な対応をとるものとする。

6. その他

- (1) 建設工事の請負契約を巡る元請下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、その認知の向上に向けて、一層の周知を図る。
- (2) 建設業法施行規則の一部改正により、令和4年4月から各地方整備局等における立入検査権限を強化したところである。これを踏まえ、機動的かつ効果的な立入検査等の実施及び法令遵守の徹底に向け、各地方整備局等職員向けの研修の実施や合同立入検査を通じたOJT等により能力向上を図っていくものとする。

特集 2

令和3年度建設業取引適正化センターの活動状況

建設業取引適正化センター

1. センター設立の目的・概要及び実施体制

建設業取引適正化センター業務は、建設業における競争の激化に伴い増大している元請・下請間等の建設工事の請負契約をめぐるトラブル・苦情、相談等、行政指導による問題解決が困難な工事代金の未払い等について、紛争解決やトラブル防止に向け、相談者に助言を行うとともに、建設業法及び関係法令違反と思われる相談案件に対しては所管行政機関の紹介を行う等により、可能な限り円滑な解決が図られるよう紛争解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目的とするものです。

具体的には、建設工事の請負契約をめぐる紛争について、発注者や建設業者が建設業取引適正化センター（以下「センター」という。）に相談を申し込むことにより、紛争相談を担当する弁護士等の有識者（以下「相談指導員」という。）や相談員に無料で相談できる制度です。

センターは相談者の利便性を考慮して東京及び大阪に設置し、またこれらを統括する建設業取引適正化推進本部を建設業適正取引推進機構内に組織して、本部長、管理技術者を置いています。

センター東京及びセンター大阪の設置場所等は次のとおりです。

○ センター東京

東京都千代田区五番町12番地3 五番町YSビル 3F
電話 03-3239-5095

○ センター大阪

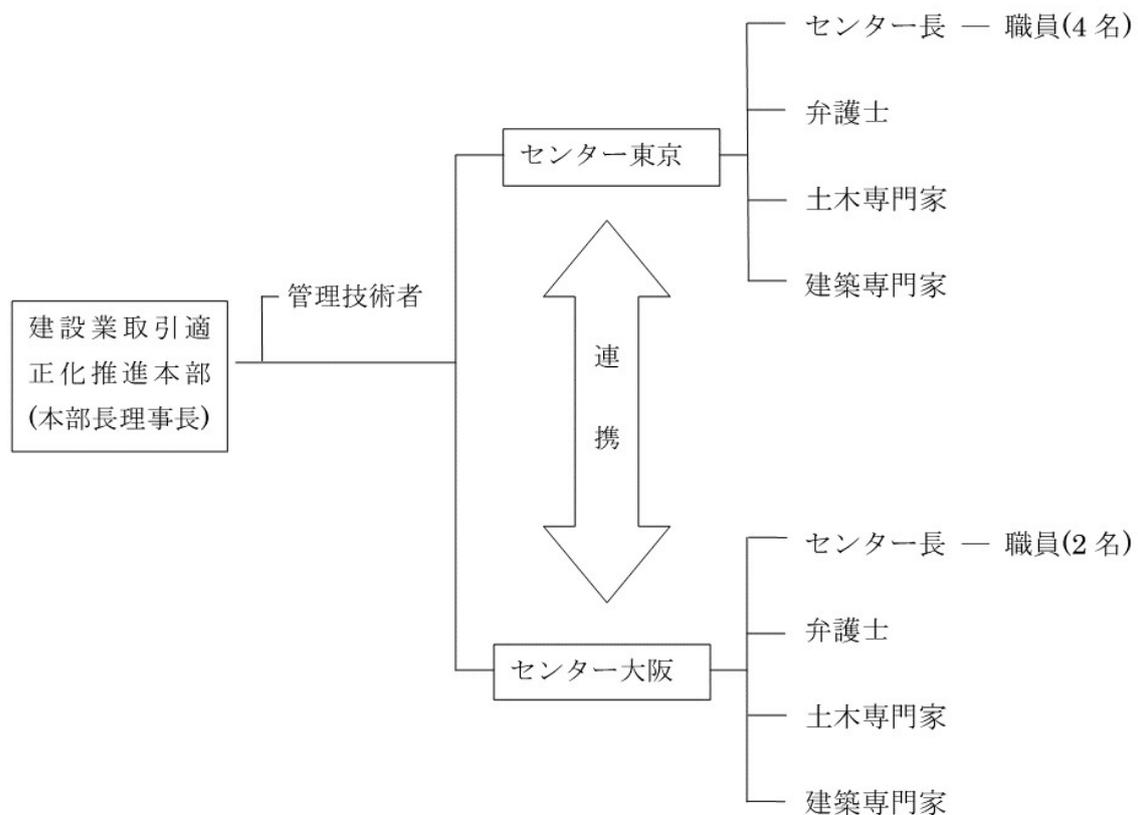
大阪府大阪市中央区上町A番12号 上町セイワビル 3F
電話 06-6767-3939

センター東京及びセンター大阪には、建設業の取引について専門的な知識を有する相談員及び相談指導員をそれぞれ置いています。

相談指導員には、弁護士、土木専門家、建築専門家等、いずれも建設業の実務に精通した者から選定されています。弁護士はセンター東京に月3回、センター大阪に月3回、土木専門家及び建築専門家はセンター東京に月2回、センター大阪に月2回勤務することとしています。

なお、以上に述べたセンターの組織体制は、次のとおりです。

【建設業取引適正化センター組織図】



2. 業務の実施について

(1) 相談業務の手続き

相談業務は、次のような基本的方針に基づき実施しています。

- ① 相談者から電話による相談申込みがあった場合には、対応した相談員が必要事項を聴取して相談申込書を作成します。
- ② 郵便、FAX又は電子メールでの相談を希望した場合には、予め相談申込書の様式に、相談者の氏名、会社名、相談分野、紛争の内容等を記入してもらい、相談に応じています。
- ③ 相談者が面談による相談を希望した場合には、相談の日時・場所を決めて相談指導員等が対応しています。

(2) 具体的な相談対応

建設工事の請負契約にめぐる紛争は、限定された分野の定型的な紛争のように捉えられがちですが、実際に持ち込まれる紛争の内容は多種多様です。紛争の内容、相談者の性格や心情、求めている解決の方向などは個別性が強いので、センターとしては、概ね次のとおり個別の相談に対応してきています。

- ① 相談者の主張、説明を十分聴取した上で、これを整理して建設業法や同法のガイドライン等の考え方を説明し助言します。
- ② 相談者の話を十分に聴取した上で何を主張したいのか、論点の整理をしつつ助言を行うように努めています。
- ③ 相談者の主張等を聴取した結果、必要な場合には、裁判所への申し立て手続き及び建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関を紹介しています。
- ④ 相談者から求めに応じて、建設業法並びに労働基準法等関係法令を所管する行政機関等の紹介、あるいは他の紛争相談機関、審査機関、法律相談センター等の紹介を行っています。

3. 令和3年度相談業務結果の概要

(1) 相談件数の推移

平成21年7月29日にセンターが開設されて以来、センター東京及びセンター大阪で取り扱った相談件数の推移は表1のとおりです。以下では令和3年度の相談業務結果の概要について述べることにします。

表1 相談件数の年度別推移

【単位：件】

年度	センター東京	センター大阪	合計	対前年度比
21	402	230	632	—
22	1,034	476	1,510	138.9%
23	921	595	1,516	0.4%
24	1,038	638	1,676	10.6%
25	848	597	1,445	△13.8%
26	802	478	1,280	△11.5%
27	813	450	1,263	△1.3%
28	920	428	1,348	6.7%
29	896	468	1,364	1.2%
30	866	461	1,327	△2.7%
令和元	950	524	1,474	11.1%
2	896	454	1,350	△8.4%
3	974	434	1,408	4.3%
合計	11,360	6,233	17,593	—

センター発足後13年目となり、これまでの相談件数の累計は約1万7千件に上っています。発足当初の平成22～25年度は1,400～1,600件台の水準でしたが、平成26～27年度は1,200件台、平成28～30年度は1,300件台に止まっていました。しかしながら、令和元年度は6年ぶりに1,400件台となり、令和2年度は全国的なコロナ禍の中で1,300件台に減少しましたが、令和3年度は前年度比4.3%増加の1,408件となりました。

なお、センター東京とセンター大阪の相談件数の割合は、概ね6：4となっています。

令和3年度における地域別の相談件数では、首都圏が44.9%を占め、ついで近畿圏が15.9%、中部圏が9.5%となっており、3大都市圏以外では29.7%となっています。

(2) 相談アクセスの経路

センターへ相談の申し込みがあった場合には、センターの存在を何で知ったか、また相談アクセスの経路を確認しています。

令和3年度は、表2のとおり、近年のIT化時代を反映して、「機構ホームページ等」からのアクセスが33.4%を占めてトップとなっています。

また、センターとの業務上の連携が図られていること等から、「下請かけこみ寺等」が26.8%となっています。

さらに、いわゆる「一人親方」等就業形態の特異性から「雇用」か「請負」かの区別が判然としない事情もあって、労働基準監督署からセンターを紹介されるケースも依然として多い状況です。

「その他」の中には、センターで相談を受けたことのある知人からの紹介で相談したケース、別途に法律相談していた弁護士から紹介されたケースなどが含まれています。

表2 相談アクセスの経路

【単位：件】

		令和3年度		令和2年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	機構ホームページ等	470	33.4%	482	35.7%
2	リーフレット	8	0.6%	15	1.1%
3	業界紙・業界団体	5	0.4%	8	0.6%
4	駆け込みホットライン等 (国土交通省関係)	175	12.4%	123	9.1%
5	都道府県(市町村)	62	4.4%	59	4.4%
6	下請かけこみ寺等 (中小企業庁関係)	378	26.8%	318	23.6%
7	建設工事紛争審査会	16	1.1%	29	2.1%
8	公正取引委員会	104	7.4%	125	9.3%
9	労働基準監督署	153	10.9%	143	10.6%
10	消費者センター等	11	0.8%	7	0.5%
11	同業者	7	0.5%	12	0.9%
12	その他	19	1.3%	29	2.1%
合計		1,408	100.0%	1,350	100.0%

4. 相談内容別結果の概要

(1) 紛争当事者類型別件数

紛争の当事者関係を類型別に区分したものが表3です。

表3 紛争当事者類型別件数

【単位：件】

		令和3年度		令和2年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	個人発注者→請負人	56	4.0%	53	3.9%
2	法人発注者→請負人	35	2.5%	46	3.4%
3	請負人→個人発注者	24	1.7%	18	1.3%
4	請負人→法人発注者	58	4.1%	51	3.8%
5	下請負人→元請負人	962	68.3%	926	68.6%
6	元請負人→下請負人	116	8.2%	116	8.6%
7	その他	157	11.2%	140	10.4%
合 計		1,408	100.0%	1,350	100.0%

「下請負人→元請負人」が約70%と大きな割合を占めています。上位請負と下位請負との間には大きな力の差があることが現れており、契約内容を明確にしないまま着工させられたり、工事が終了してから本来支払うべき請負代金を支払われなかったり、さらには一方的に減額を要求されたというケースの相談が多くなっています。

一方、「元請負人→下請負人」(8.2%)では、元請負人が下請負人の施工の劣悪さにより代金不払いや減額請求するといった紛争等も見受けられます。

(2) 建設工事の種類別件数

建設工事の種類別に区分したものが表4です。相談は、29業種の全業種にわたっています。構成割合の多い業種は、「とび・土工・コンクリート工事」(22.0%)、「内装仕上工事」(12.1%)となっています。

表4 建設工事の種類別件数

【単位：件】

		令和3年度		令和2年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	土木一式工事	22	1.6%	24	1.8%
2	建築一式工事	88	6.2%	82	6.1%
3	大工工事	99	7.0%	94	7.0%
4	左官工事	11	0.8%	11	0.8%
5	とび・土工・コンクリート工事	310	22.0%	275	20.4%
6	石工事	1	0.1%	0	0.0%
7	屋根工事	13	0.9%	13	0.9%
8	電気工事	125	8.9%	158	11.7%
9	管工事	116	8.2%	117	8.7%
10	タイル・れんが・ブロック工事	27	1.9%	26	1.9%
11	鋼構造物工事	14	1.0%	8	0.6%
12	鉄筋工事	7	0.5%	13	0.9%
13	舗装工事	8	0.6%	3	0.2%
14	しゅんせつ工事	0	0.0%	1	0.1%
15	板金工事	6	0.4%	2	0.1%
16	ガラス工事	2	0.1%	6	0.4%
17	塗装工事	95	6.7%	74	5.5%
18	防水工事	45	3.2%	43	3.2%
19	内装仕上工事	170	12.1%	158	11.7%
20	機械器具設置工事	29	2.1%	46	3.4%
21	熱絶縁工事	5	0.4%	4	0.3%
22	電気通信工事	33	2.3%	31	2.3%
23	造園工事	6	0.4%	10	0.7%
24	さく井工事	1	0.1%	1	0.1%
25	建具工事	5	0.4%	9	0.7%
26	水道施設工事	14	1.0%	12	0.9%
27	消防施設工事	3	0.2%	7	0.5%
28	清掃施設工事	1	0.1%	0	0.0%
29	解体工事	87	6.2%	67	5.0%
	その他・不明	65	4.6%	55	4.1%
	合計	1,408	100.0%	1,350	100.0%

(注) 建設工事の種類は、建設業法第2条の別表第1の上段に掲げる29種類を示す

(3) 紛争内容類型別件数

建設工事の請負契約をめぐる紛争を、類型別に区分したものが表5です。

表5 紛争内容類型別件数

【単位：件】

		令和3年度		令和2年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	工事瑕疵	80	5.7%	64	4.7%
2	工事遅延	19	1.3%	15	1.1%
3	工事代金の争い	28	2.0%	26	1.9%
4	契約解除	42	3.0%	11	0.8%
5	下請代金の争い	678	48.2%	672	49.8%
6	その他	561	39.8%	562	41.6%
合計		1,408	100.0%	1,350	100.0%

紛争内容の中では「下請代金の争い」が約半数の48.2%を占めています。「下請代金の争い」にはほぼ共通しているのは、契約当事者間において下請契約書・請書の取り交わしがなく、書面による契約行為の重要性に対する認識が乏しい相談事案が多いことです。

また、上位請負業者から注文書が出されるケースであっても、単に工事箇所と金額だけが記載されている程度の簡略な注文書によって工事に着手しているケースも少なくありません。

このほかの紛争案件は少数であり、「工事瑕疵」が5.7%、「契約解除」が3.0%等となっています。

「工事瑕疵」では下請の施工上のミスによる事後的なトラブルが多いのですが、下請からみればその責任の所在や費用分担の度合いについて問題にされるケースが見られます。

「契約解除」は、建設工事において元・下間での施工状況や代金支払いをめぐるトラブルにより上位から下位に、あるいは下位から上位に対して契約を解除して現場からの排除や離脱をする紛争が見られ、それに伴う損害金等の請求事案にもなっています。

(4) 「下請代金の争い」の原因類型別件数

表5の「下請代金の争い」(678件)を原因類型別に区分したものが表6です。

表6 「下請代金の争い」の原因類型別件数

【単位：件】

		令和3年度		令和2年度	
		件数	構成比	件数	構成比
A	債権額が確定しているが不払い	359	53.0%	322	47.9%
B	請負契約の内容が不明確なため不払い	47	6.9%	48	7.1%
C	工事施工不良（出来栄え）を理由として減額・不払い	19	2.8%	30	4.5%
D	相手方の失踪等	23	3.4%	11	1.6%
E	相手方の倒産等	13	1.9%	14	2.1%
F	赤伝処理等	123	18.1%	137	20.4%
G	追加工事等に伴う追加額の不払い	46	6.8%	64	9.5%
H	その他	48	7.1%	46	6.8%
合計		678	100.0%	672	100.0%

元・下間のトラブルで最も多いのは、「債権額が確定しているが不払い」であり、全体の53.0%を占め、前年度から増加しています。債権額が確定しているにもかかわらず、不払いが発生している理由として、「資金繰りが厳しい」「上位業者から請負代金がもらえないから払えない」等をあげるケースが多くなっています。

次いで多いのが、「赤伝処理等」の18.1%で、国交省の「建設業法令遵守ガイドライン」の指導等も反映し、従前、建設業者間において法令違反の意識のなかった残工事のサービス処理、安全協力会費の強制徴収トラブルが表面化してきていると見られます。

このほか、「工事施工不良（出来栄え）を理由として減額・不払い」及び「追

加工事等に伴う追加額の不払い」が前年度から減少し、「相手方の失踪等」が増加しているのが令和3年度の特徴です。

また、「その他」の中には、工事施工をめぐるトラブル等で工事を中断・現場離脱したところ、元請業者から支払を拒否されたというようなケースなどAからGまでに区分できないさまざまな原因が含まれています。

(5) 紛争当事者請負階層別件数

同じく、表5の「下請代金の争い」(678件)を下請負人の階層別に区分したものが表7です。

表7 紛争当事者請負階層別件数

【単位：件】

		令和3年度		令和2年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	1次下請	220	32.5%	240	35.7%
2	2次下請	185	27.3%	198	29.5%
3	3次下請	163	24.0%	155	23.1%
4	4次下請	80	11.8%	57	8.5%
5	5次下請	21	3.1%	14	2.1%
6	6次下請以下	8	1.2%	7	1.0%
7	その他	1	0.1%	1	0.1%
合計		678	100.0%	672	100.0%

下請業者の中では、1次下請と2次下請を合わせると59.8%と大きな割合を占めており、件数の多い小規模工事における1次下請や2次下請の存在が影響しているものと考えられますが、この割合は令和2年度から5.4ポイント減少しており、その分、3次下請以下の割合が増加しています。

下請次数が増えるにつれて、例えば、2次下請と3次下請間の紛争では、2次が上位1次から請負代金を貰えないから3次に支払えないといった不払いの連鎖が見受けられるのも、下請間の紛争の特徴の一つです。

5. 相談業務の今後の課題

建設工事の請負契約をめぐる紛争は、請負代金が比較的大きいにもかかわらず、多くの場合は契約書そのものがなく、口頭契約での工事着手には様々な紛争が派生的に生じていきます。口頭契約では当然、契約内容が曖昧で双方の食い違いも生じ、また建設工事では追加工事が生じることも多く、これらをめぐる意見の対立やトラブルでは、ほとんどの場合、下位の下請業者が泣き寝入りするケースが見受けられます。

また、建設工事の多くは重層下請構造によって施工され、同一の現場に元請から末端の下請業者まで混在して作業しているため、直接的な契約関係にない元請から下位の下請業者に直接指示がなされることなども下請間でのトラブルの誘因になっています。

紛争相談では、このような工事現場等での事実関係を的確に聴取、把握し、相談者の心情も理解しながら、懇切丁寧に解決の方向を示すことが重要です。そのため、相談時間が長くなることが多く、一件の相談対応は平均して30分程度、中には1時間を超える時間を要しています。

また、実際の相談時には、建設業法、民法等関係法令の知識の習得、提供のほか、相談者の抱える相談内容の事実関係を適切に把握するための幅広い知識や相談者の心情をも理解して懇切丁寧に対応して解決の方向性をアドバイスしていくことが一層要請されてきております。

これらの課題に対処するために、適切かつ効率的に対応していくことがセンターとしての重要な任務、役割であると考えています。